随 時 記 者 発 表

項　　目	日高管内 ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理研修会の開催について				
区 分 等	発　　表	月　　日　　時　　分		説明者	
	資料配布	１１月１３日　　時　　分			
配布資料	日高管内 ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理研修会　開催要領				

発表要旨

昨年６月１３日に食品衛生法の一部を改正する法律が公布され、２年後の２０２０年６月からＨＡＣＣＰに沿った衛生管理の制度化が始まります。

ＨＡＣＣＰとは、食品を加工する事業者自らが、原材料入荷から製品出荷までの工程の中で、安全性を確保するために重要な工程をチェックし、その記録を残し、製品の安全性を確保する衛生管理の手法です。

加工品の製造・販売に取り組む農業者を支援するため、「ＨＡＣＣＰの考え方を取り入れた衛生管理」の実践に向けた研修会を開催します。

記

１　開催日時
　令和元年１１月１９日（火）　１３：３０ ～ １５：３０
２　開催場所
　日高振興局静内地域保健室（静内保健所）　２階会議室
　（日高郡新ひだか町静内こうせい町２丁目８－１）
３　主催　日高振興局日高農業改良普及センター
４　参集範囲
　日高管内農畜産物加工・販売実践農業者および志向農業者、
　ＪＡ・役場など
５　内 容
　○講義：「ＨＡＣＣＰの考え方を取り入れた衛生管理」について
　○グループワーク：衛生管理実施記録の作成について
　・講師：日高振興局静内地域保健室　生活衛生課
　・主査（食品保健）葛西　直人 氏
６　参加申込み
　○参加申し込みは１１月５日で締め切りました。

報道に当たってのお願い

管内の皆様がＨＡＣＣＰへの関心を高めていただくため、積極的な情報提供をお願いいたします。

担　　当

日高振興局日高農業改良普及センター
所長 葛西 育子、主査（高付加価値化）後藤　昌人
ＴＥＬ　０１４６－４２－１４８９
ＦＡＸ　０１４６－４２－２５２１

日高管内　ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理研修会　開催要領

１　開催目的

平成３０年６月１３日に「食品衛生法の一部を改正する法律」が公布され、原則として全ての食品事業者が、一般衛生管理に加え、ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理を実施しなければならない。法律の施行日は公布日から２年後（その後１年間の経過措置あり）となっているが、加工品の製造・販売に取り組む農業者も例外ではなく、対応を求められている。このため、「ＨＡＣＣＰの考え方を取り入れた衛生管理」の実践に向けた研修会を開催する。

２　主　催

日高振興局日高農業改良普及センター

３　開催日時

令和元年１１月１９日（火）１３：３０～１５：３０

４　開催場所

日高振興局静内地域保健室（静内保健所）　２階会議室
日高郡新ひだか町静内こうせい町２丁目８－１
ＴＥＬ：０１４６－４２－０２５１

５　参集範囲

日高管内農畜産物加工・販売実践農業者および志向農業者、ＪＡ・役場など

６　研修会内容

13:00～13:30　受付
13:30～15:20　講義：「ＨＡＣＣＰの考え方を取り入れた衛生管理」について
グループワーク：衛生管理実施記録の作成について
講師：日高振興局静内地域保健室　生活衛生課
主査（食品保健）葛西　直人 氏
15:20～15:30　アンケート記入

７　申込方法

別添の「参加申込書」により、令和元年１１月５日（火）までにＦＡＸで日高農業改良普及センターへお申し込みください。また、農畜産物加工品の製造を実践されている方は、別添の「製造工程図」の提出をお願いいたします。

８　問い合わせ先

日高振興局日高農業改良普及センター（担当：主査（高付加価値化）後藤昌人）
日高郡新ひだか町静内こうせい町２丁目２－１０
ＴＥＬ：０１４６－４２－１４８９
ＦＡＸ：０１４６－４２－２５２１